

差押不動産を公売

市の財政運営の基盤である市税収入の確保と税の公平性を期すため、滞納処分強化策として市が差し押さえた不動産を一般公売します。

- 公売日時** 令和6年2月22日(木)
入札 10時30分 **開札** 10時40分
 ※公売保証金納付時間 10時～10時20分
- 公売会場** 市役所新館2階 202・203会議室
- 公売方法** 期日入札
- 売却決定日時** 令和6年3月14日(木) 10時
 ※暴力団員等の買受防止措置の創設により、暴力団員等の該当調査の結果が期日までに判明しない場合、売却決定の日時および代金納付期限が延長されます。
- 売却決定場所** 納税課
- 代金納付期限** 令和6年3月14日(木) 11時
 ▶ 納税課 (☎64・3214)

入札に参加される方へ

- **詳細については、たつの市不動産公売ガイドラインを必ずご覧ください。**
(市ホームページまたは納税課窓口で閲覧できます)
- **公売当日は、次のものを持参してください。**
 - 公売保証金 ● 身分証明書(運転免許証等) ● 買受適格証明書 ● 委任状(入札者が本人以外の場合(共同入札される場合は共同入札者全員分)) ● 公売保証金返還時の収入印紙(200円分)[入札者が営利法人または個人営業者で返還を受ける公売保証金の金額が5万円以上の場合] ● 共同入札代表者届出書兼持分内訳書(共同入札される場合) ● 陳述書[入札者(入札者が法人である場合は、その役員を含む)、自己の計算において入札をさせようとする者(その者が法人である場合は、その役員を含む)が暴力団員等に該当しない旨を記述]
 - 権利移転費用(登録免許税等)は買受人負担となります。
 - 地目、面積等は公簿表示によります。
 - 境界は買受人と隣地所有者との協議が必要です。
 - 現地確認等は参加者自身で行ってください。
 - 対象物件に関する書類は、納税課窓口で閲覧してください。
 - 滞納税の完納等により、公売中止となる場合があります。

【公売財産】 ※詳細については、市ホームページをご覧ください。

売却区分番号 1

【土地】 見積価額(最低入札価額) 2,280,000円 公売保証金 230,000円

【土地】 所在 神岡町筒井字垣ノ内114番2	地目 畑	面積 492m ²
所在 神岡町筒井字垣ノ内114番3	地目 畑	面積 638m ²
所在 神岡町筒井字垣ノ内114番4	地目 畑	面積 187m ²

※市街化調整区域内

※本図面は、土地の境界を示すものではありません。

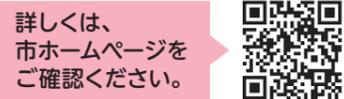
※**売却区分番号1の公売財産**については農地のため、入札を希望する場合は、たつの市農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要になります。令和6年1月5日(金)までに農業委員会に申請してください。なお、利用する用途により、買受適格証明が発行できない場合もありますので、お早めにご相談ください。申請手続き等の詳細は、農業委員会事務局(☎64・3185)にお問い合わせください。

令和6年度固定資産の評価替えについて

土地、家屋の評価額は3年ごとに価格の見直しを行います。これを評価替えといい、令和6年度はこの基準年度にあたるため、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価することとされています。たつの市では、地価が下落傾向にありましたが、令和4年以降は一部の地区が上昇傾向にあります。評価替えにより、評価額を適正かつ均衡のとれた価格へ見直しを行います。

また、私道などの評価方法の見直しもを行い、公衆用道路については、条件を満たせば非課税とする取り扱いにします。



▶ 市税課 (☎64・3146)

市税などの納め忘れはありませんか？

12月は税金の徴収強化月間です

市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者は納期限までに市税を納めていただいておりますが、残念ながらさまざまな理由で滞納されている方もいます。

その中で、納付する能力があるにも関わらず納付いただけない方、やむを得ない事情で納付できない場合でも市への相談を行わず放置した方には、法律に基づき滞納処分を実施しています。

たつの市は、財源確保と多くの納期限内に納付をされている方の公平性を保つため、兵庫県と連携し、市・県民税をはじめとする税金の徴収強化に取り組みます。



納税相談 ～未納のまま放置せず、ご相談を！～

やむを得ない事情で、納期限内の納付が困難な方は、まずはご連絡ください。

●滞納処分とは

納期限内に納税されないときは、督促状や催告書を送付します。

市では、事情なく納税しない滞納者に対して、財産調査(搜索含む)を行った上で、法律に基づき、預貯金・給与・不動産・生命保険・自動車・オートバイ・売掛金等の財産を差し押さえる滞納処分を行っています。

●滞納処分の流れ



搜索の実施



滞納処分のために必要であれば、職員が滞納している方の自宅などに立ち入り、発見した財産を差し押さえます。

搜索により差し押さえられた財産はインターネット公売などで換価し、滞納市税に充てています。

各種ローンを優先する行為は納税できない理由にはなりません！



収支の見直し、返済先への期間延長、債務整理等をまず検討してください。

▶ 納税課 (☎64・3214)